

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 2 年 3 月 会 議

議 事 日 程 (第 5 号)

令和 2 年 3 月 1 6 日 (月曜日) 午前 1 0 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 6 5 号 令和 2 年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算
議案第 6 6 号 令和 2 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算
議案第 6 7 号 令和 2 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算
議案第 6 8 号 令和 2 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算
議案第 6 9 号 令和 2 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算
議案第 7 0 号 令和 2 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 7 1 号 令和 2 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算
(報告第 1 0 号 予算審査特別委員会審査報告)
- 日程第 3 意見書案第 1 4 号 公立学校教員に 1 年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書 (案) について
- 日程第 4 意見書案第 1 5 号 国民健康保険の交付金減額 (ペナルティ導入) に反対する意見書 (案) について
- 日程第 5 意見書案第 1 6 号 大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化へのさらなる対策を求める意見書 (案) について
- 日程第 6 意見書案第 1 7 号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書 (案) について
- 日程第 7 決議案第 1 号 「民族共生の未来を切り開く」決議 (案) について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～日程第 7 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 2 名)

1 番	越 前 谷	邦 夫	君	2 番	大 久 保	富 士 子	君
3 番	篠 原	功	君	4 番	大 屋	治	君
5 番	立 野	広 志	君	6 番	五 十 嵐	篤 雄	君
7 番	千 葉	薫	君	8 番	今 野	幸 子	君
9 番	下 道	英 明	君	1 0 番	石 川	邦 子	君
1 1 番	板 垣	正 人	君	1 2 番	大 西	智	君

欠席議員 (0 名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真 屋 敏 春 君	副 町 長	遠 藤 秀 男 君
総務部長	佐々木 清 志 君	経済部長	八 反 田 稔 君
経 済 部 参 与	鈴 木 清 隆 君	経 済 部 参 与	武 川 正 人 君
洞爺総合支所長	毛 利 敏 夫 君	企画防災課 長	高 橋 秀 明 君
税務財政課 長	佐 野 大 次 君	住民課長	佐 藤 融 君
健康福祉課 長	高 橋 憲 史 君	健康福祉センター長	原 信 也 君
火山科学館 長	杉 上 繁 雄 君	産業振興課 長	田 所 昭 博 君
環境課長	若 木 涉 君	上下水道課 長	篠 原 哲 也 君
庶務課長	見 付 敬 蔵 君	農業振興課 長	片 岸 昭 弘 君
洞爺湖温泉支所長	山 崎 貞 博 君	会 計 管 理 者	佐 藤 孝 之 君
教 育 長	皆 見 亨 君	教育次長	天 野 英 樹 君
社会教育課 長	永 井 宗 雄 君	代表監査員 委	山 口 芳 行 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 久 志	書 記	中 川 翔 太
庶 務 係	阿 部 は る か		

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます、

現在の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、11番、板垣議員、1番、越前谷議員を指名いたします。

◎議案第65号から議案第71号まで一括上程、委員会報告、説明、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 2、議案第65号令和 2 年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算から議案第71号令和 2 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

本件は、予算審査特別委員会の付託事件でありますので、予算審査特別委員会委員長から一括して報告を求めます。

板垣委員長。

○予算審査特別委員長（板垣正人君） おはようございます。

それでは、読み上げて報告にかえたいと思います。

報告第10号委員会審査報告書。

令和 2 年 3 月 16 日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

予算審査特別委員会委員長、板垣正人。

洞爺湖町議会令和 2 年 3 月会議において本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告いたします。

記。

1、事件名。

議案第65号令和 2 年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算、議案第66号令和 2 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算、議案第67号令和 2 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算、議案第68号令和 2 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算、議案第69号令和 2 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算、議案第70号令和 2 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算、議案第71号令和 2 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算。

2、審査日、令和 2 年 3 月 11 日から 13 日の 3 日間です。

3、審査の結果。

議案第65号令和 2 年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算、可決すべきものと決定。

議案第66号令和 2 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第67号令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第68号令和2年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第69号令和2年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第70号令和2年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算、可決すべきものと決定。

議案第71号令和2年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

4、その他として、一部の委員から令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算におけるアイヌ民族共生拠点施設整備について、アイヌ政策推進交付金の活用により事業を進めるとしているが、その財源には起債も含まれ、将来を担う子供たちへも大きな負担を残すこととなり、その施設整備地においては津波浸水想定区域内ともなっていることから、事業を見直すべきとの意見がありましたので、報告いたします。

以上でございます。

○議長（大西 智君） これで、報告を終わります。

なお、予算審査特別委員会は議長を除く全員による委員会でありますので、委員長に対する質疑を省略したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

質疑を省略いたします。

それでは、議案第65号令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算から1件ずつ討論と採決を行います。

初めに、議案第65号令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算について、討論ありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 議案第65号令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算について、以下の3点の理由を述べて反対します。

1点目は、新型コロナウイルス感染症対策について全く財政的措置が講じられていないということであります。

新型コロナウイルスによる観光客の激減や外出の自粛により、宿泊業や小売業、あらゆる業種で売り上げが落ち込み、日に日に深刻さが増す当町の状況にあります。日韓や日中問題に加え、消費税10%への増税が追い打ちをかけた状況下で、さらに鈴木知事による非常事態宣言で先行き不透明感を増しています。

当町は、今議会における2019年度予算補正で新型コロナウイルス感染症対策の新たな予算を計上しませんでした。さらに、新年度予算については、執行方針に新型コロナウイルスに対する言及はあるものの、町民生活や地域経済を支援する具体的な予算措置はありません。町民、町内産業への支援のための予算を抜本的に強化すべきです。

町が備蓄し、保有している数千枚のマスクを医療機関や介護施設、虚弱者等への配布で感

染予防に使うべきだとの提案に、職員や町内巡回バス運転手等の利用で不足する事態を想定し、配布できないとの対応です。マスクや消毒液は医療機関や介護施設、在宅療養中の方など、どこでも不足している状況にあります。政府のマスク配布を待っていれば、みすみす感染者をふやしかねません。

2点目に、あえてこの時期に入湯税を2倍に引き上げれば、新型コロナウイルスの収束後の地域経済の回復をおくらせるばかりか、事業者の立ち直りや雇用の回復などに水を差すこととなります。

町は、観光地の基盤整備のため必要な財源だと言いますが、それは宿泊客が回復してこそ入ってくる財源です。現状の事態がさらに続けば、例年の入湯税歳入すら期待できません。新型コロナウイルスによる町内経済や観光業にどれほどの影響があるのかを見きわめることもなく、入湯税を引き上げることは認められません。

3点目に、津波浸水想定区域内に対策もないまま、本町4区集会所にかわるアイヌ民族共生拠点施設を建設しようとしていることです。

津波浸水想定区域とは、津波発生時、住民に生命的な危険が発生する可能性のある区域、特に津波に対する避難態勢をしく必要がある地域のことです。つまり、津波災害が起こったとき、人命に被害を加える可能性があるので、対策をしたほうがいい区域でもあります。

建設場所の標高はほぼ2メートル。ハザードマップによる浸水想定は、浸水想定区域から60分以内に線路より上の高台へ避難となっています。高齢者や町民のサークル活動、さらに子供たちの利用を想定し、地域の要望に基づく施設であるとの答弁がありましたが、津波による浸水が想定される地域であり、何らかの津波対策を講ずる必要があるにもかかわらず、その対策もないまま建設しようとしていることです。

これら主に3点の問題点を指摘し、議案第65号令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算に反対します。

○議長（大西 智君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

7番、千葉議員。

○7番（千葉 薫君） 今回の議案第65号洞爺湖町一般会計予算につきまして、賛成の討論をさせていただきます。

本年度の予算は、昨年度当初より5億4,000万円余り、7.7%増の76億円程度となっています。事業につきましても、新規としてアイヌ政策推進交付金事業やJR洞爺駅エレベーター整備事業、森林博物館新築工事、また入江・高砂貝塚館ガイダンス施設改修、洞爺湖温泉大通り線改良工事など観光と地域に根ざした事業を積極的に盛り込んでいると承知をしています。また、一次産業への配慮をなされていると評価をしています。

財政の厳しい中ではありますが、今回ふるさと納税に対しての意気込みも伺いましたし、入湯税の増額にも関係者のご努力、ご理解、ご協力でなったわけで、そういうところを十分に活用しながらやっていけるものだと思っております。

今回、この案に反対されている一つにはアイヌ民族共生拠点施設整備事業ですが、

いわゆる生活館のことではありますが、この生活館はいわゆる建物は築50年にもなる大変古い傷んだ建物でございます。冬場になりますと、トイレが使えない。会議を開くにも2時間も3時間も前に暖房を入れないと寒くて困るような集会所でございます。生活館はもう既に解体されておりまして、今年度の自治会の総会も新型コロナウイルスの影響もありますが、場所がないということで、紙面総会を行うこととなっております。自治会としては、早期完成を待っております。

反対者は、津波の件で避難場所としての活用を提起されているのだろーと思っておりますが、以前より生活館は津波の避難場所ではございません。津波が発生した場合は、本町4区の住民はさわやかへ避難することになっています。「より遠く、より早く、より高く」の言葉どおり、浜の方々には国道を渡り、踏切を越えてもらう、今までどおりの避難要領がふさわしいと思っております。

自治会としても、新しい建物のその中に避難場所として使用する場所を要求したこともございません。このたびのこの新しい建物を避難場所とすることは、地域住民にそこに行けば安心だとの混乱や誤解を招くものであります。ぜひご理解いただき、ご賛同をお願い申し上げて賛成討論いたします。

以上です。

○議長（大西 智君） これで、討論を終わります。

これから、議案第65号令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立多数です。

したがって、議案第65号令和2年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号令和2年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算について、討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号令和2年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号令和2年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算について、討論

ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第67号令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号令和2年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号令和2年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号令和2年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号令和2年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号令和2年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第69号令和2年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号令和2年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号令和2年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第70号令和2年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号令和2年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号令和2年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算について、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第71号令和2年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算についてを採決します。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号令和2年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

◎意見書案第14号の上程、説明、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第3、意見書案第14号公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） それでは、読み上げて意見書（案）の提案をさせていただきます。

意見書案第14号、令和2年3月5日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、立野広志。賛成議員、今野幸子。

公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、北海道知事、北海道教育委員会。

公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書（案）。

2018年の厚生労働省「過労死等防止対策白書」によれば、小・中・高・特別支援学校を含めた全ての学校の教職員の1日当たりの実勤務時間の平均は、通常時でさえ1日11時間17分（所定勤務時間は7時間45分）、1カ月当たりの時間外勤務の平均は77時間44分であり、実に中学校教員の57.7%、小学校教員の33.5%が過労死ラインを超えて働いていることを文科省も、2016年教員勤務実態調査によりまず、報告しています。

教員の労働環境は、子供にとっての学習環境です。長時間過密労働の影響は教員だけにとどまらず、教育現場は「子供と過ごす時間も十分にとれない」、「あしたの授業準備さえまならない」などの悲痛な声であふれていて、もはや子供の学習権を保障できるとはいえない状況です。教員がしっかりと子供と向き合い、教育活動に専念できる抜本的な労働環境の改善と子供の学習権を保障するための措置が早急に求められています。

これに対して政府は2019年12月、通常の勤務時間を延長し、かわりに夏休みなどの勤務時間を縮める1年単位の変形労働時間制を導入することができるよう「公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特例措置法」（給特法）を一部改正しました。しかし、この法改正をめぐる国会審議の中で「教師の業務や勤務が縮減するわけではない」と文科大臣は認めています。新学習指導要領への対応などで業務はむしろふえる傾向にあり、教員の時間外労働は一層拡大しています。

法改正は教員の負担を減らすのではなく、夏休み中の休暇のまとめ取りを推奨する負担分散に過ぎず、教員の日常の労働環境の抜本的な改善とは到底言えない内容です。さらに文科省は、時間外労働の上限を「月45時間、年360時間以内」とする「指針」を本制度導入の前提としましたが、小学校の約6割、中学校7割の教員が既にこの上限を超えて働いており、制度導入の前提すら整っていません。

何よりこの制度が導入されると、ゆとりを持って子供と向き合い、個々の成長や発達に寄り添うことが困難にならないか、時間をかけて授業準備をすることが一層難しくなって子供の学力低下を招くことにならないか、日々の疲労が回復できず過労を募らせ夏休み前に倒れる教員が多くならないかなど、懸念は尽きません。したがって、1年単位の変形労働時間制を導入するよりもまず、恒常的な時間外労働の解消こそ第一になすべきことと考えます。

よって、北海道及び北海道教育委員会において、以下の措置を講ずることを求めます。
記。

1、1年単位の変形労働時間制を公立学校教員に適用する条例制定をしないこと。

2、教員が子供としっかりと向き合い、授業の準備をする時間の確保など、「子供の学習権の保障」という観点から教員の労働環境の抜本的な改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月5日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

なお、意見書（案）に対する質疑を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

質疑を省略いたします。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第14号公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書（案）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 6番、五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 異議ございますので、起立による採決を求めます。

○議長（大西 智君） 異議がございましたので、起立による採決といたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第14号公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書（案）については、否決されました。

◎意見書案第15号の上程、説明、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第4、意見書案第15号国民健康保険の交付金減額（ペナルティ導入）に反対する意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） それでは、読み上げて提案させていただきます。

意見書案第15号、令和2年3月5日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、立野広志。賛成議員、今野幸子。

国民健康保険の交付金減額（ペナルティ導入）に反対する意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

国民健康保険の交付金減額（ペナルティ導入）に反対する意見書（案）。

厚生労働省は、国保料（税）を抑制するために一般会計から国保会計に独自繰り入れしている市区町村に対し、国保の「保険者努力支援制度」により国の交付金を減額する仕組みを2020年度から導入しようとしています。

同制度はこれまで、都道府県と市区町村の国保行政を国が採点し、成績がよい自治体に交付金をふやす仕組みでした。採点項目には、市区町村独自の公費繰入金を減らすよう都道府県が指導した場合に、都道府県分の交付金をふやすことなどを盛り込んでおり、繰入金の削

減による国保料（税）値上げを誘導しかねないことが問題になっています。

2020年度は、市区町村で、公費繰入金の削減・解消の取り組みを行ったところは、交付金をふやし、削減・解消の取り組みを行わないところには交付金を減額しようとしています。

厚労省はこれまで、市区町村が行う公費繰り入れは「自治体の判断」でできると国会で答弁してきました。自治体独自の施策を禁止すれば、憲法が定める地方自治の本旨を侵すことになるためです。

もともと一般会計からの法定外繰り入れは、国が国庫負担金を減らし続けるもとで、住民の福祉の増進を図る観点から、市区町村が独自に国保料を引き下げてきたものです。だからこそ、全国知事会など地方3団体は、国庫負担金の増額を国に求めてきたのです。

国保料（税）は今でも高過ぎるため、加入者の大半を占める非正規雇用・低所得の労働者や年金生活の高齢者らは、耐えがたい高額負担を強いられているのが現状です。大幅連続値上げとなれば、住民の命と健康、暮らしを一層脅かすことになります。

減額の指標は、法定外繰り入れだけに限られません。特定健診・保健指導の実施率、糖尿病などの重症化予防の取り組み、個人インセンティブの提供、後発医薬品の使用割合、保険料（税）収納率など多岐にわたります。

全国知事会など地方3団体が求めてきた、国庫負担金の増額にかじを切ることこそが国の責任であり、都道府県や市区町村へのペナルティともいうべき交付金削減の仕組みを導入しないよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月5日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上です。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

なお、意見書（案）に対する質疑を省略したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

質疑を省略いたします。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第15号国民健康保険の交付金減額（ペナルティ導入）に反対する意見書（案）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 7番、千葉議員。

○7番（千葉 薫君） この議案に対しましては起立採決を望みます。

○議長（大西 智君） 異議がありました。起立採決を行いたいと思います。

起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第15号国民健康保険の交付金減額（ペナルティ導入）に反対する意見書（案）については、否決されました。

◎意見書案第16号の上程、説明、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、意見書案第16号大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化へのさらなる対策を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） それでは、読み上げて提案させていただきます。

意見書案第16号、令和2年3月5日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、立野広志。賛成議員、今野幸子。

大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化へのさらなる対策を求める意見書（案）について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣。

大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化へのさらなる対策を求める意見書（案）。猛威を振るう風水害、熱波、多発する山火事など気候変動による大規模な災害が広がる中、温室効果ガス排出の「実質ゼロ」に向けて、世界の取り組みが緊急性を増しています。

国連のグテレス事務総長は、国連本部での年頭演説で、21世紀を生きる人類が直面している脅威の一つに気候危機を上げ、「気温上昇は記録を破り続けている」、「我々の惑星は燃えている」、「後戻りできない地点にだんだん近づいている」と警鐘を鳴らしました。

人類が非常事態に直面していることは疑う余地はありません。

ことは、地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」が本格的に始動する年です。パリ協定は今世紀末までの気温上昇を産業革命前より2度未満、深刻な打撃を回避するために、できれば1.5度以内にすることを上げ、目標を達成するためには、「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量を、人為的な吸収量とバランスさせる」必要があると記述しています。

このためには各国が削減目標の大幅な引き上げに踏み出すことが何よりも急務です。2050年までに温室効果ガスの排出を「実質ゼロ」にするための戦略をまとめる国は75カ国に上っ

ています。

日本政府は、昨年12月のC O P 25（国連気候変動枠組条約第25回締約国会議）で、地球温暖化対策に前向きと言えない国に対してN G Oが贈る「化石賞」を2度も受賞するという不名誉な事態となりました。

2050年までに「実質ゼロ」を目指して、その実現のために削減目標を引き上げる戦略の策定と、石炭火力発電所の輸出を中止する政策転換とともに、国内においても、国連環境計画（U N E P）が勧告する、二酸化炭素を出し続ける石炭火力発電所の建設中止、既存の石炭火力発電所を停止する日程表の作成に取り組むべきです。

以上のことから、国連の要請に応えた温室効果ガス「実質ゼロ」の取り組み強化を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月5日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

なお、意見書（案）に対する質疑を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

質疑を省略いたします。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第16号大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化へのさらなる対策を求める意見書（案）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） これも起立採決でお願いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 異議がありましたので、起立による採決といたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第16号大規模森林火災、気候変動の原因とされる温暖化へのさらなる対策を求める意見書（案）については、否決されました。

◎意見書案第17号の上程、説明、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、意見書案第17号新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

下道議員。

○9番（下道英明君） 意見書案第17号、令和2年3月5日、洞爺湖町議会議長、大西智。

提出者、私、下道英明、同じく千葉薫、同じく篠原功、同じく大屋治、同じく立野広志、同じく板垣正人。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書（案）について。

会議規則第9条第3項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

裏面をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書（案）について。

中華人民共和国湖北省武漢市で発生が報告された新型コロナウイルス感染症は世界各国に感染が広がり、現在までに、中国・保健当局の発表によると、7万人を超える感染者が発生し、死者は2003年に大流行したSARSを上回り、さらに感染が拡大しています。

我が国においても、感染者が日増しに増加する様相を見せており、感染の状況が時々刻々と変化し、新型コロナウイルス肺炎による国内初の死者が出るなど、国民の暮らしにも深刻な影響を及ぼしているだけに、国内での感染拡大防止と治療態勢を確立する緊急対策など求められます。

特に、海外渡航歴のない方も発症しており、対策の重点を、国内での高齢者や糖尿病など基礎疾患を持っている方に対する診断・治療を重点に、医療機関への支援も含めた万全の態勢をとることが求められます。

よって国におかれては、国民の安心・安全を確保するとともに、不安を解消するため、感染の拡大防止に向け、地方自治体と連携・協力し、以下の対応に全力を挙げて取り組むよう求めます。

記。

1、相談窓口の周知徹底を図るとともに、相談体制や検査実施等の強化充実を一層進めること。

2、新型コロナウイルス感染症は2月1日付で感染症法の指定感染症とされたが、調査や予防的な措置については、感染者が差別されず、人権が守られるように対応すること。

3、観光産業及びその関連産業など、感染拡大によって打撃を受ける中小企業・小規模企業への融資・助成等の支援を実施すること。

4、地方自治体等の新型コロナウイルス感染症対策に対し、国の責任において十分な財政的支援を行うこと。

5、教育現場や社会福祉施設等への正確な情報伝達とともに感染予防の取り組みを行うこと。

6、必要な立法化や国庫負担等について、速やかに措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月5日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上です。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

なお、意見書（案）に対する質疑を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

質疑を省略します。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第17号新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書（案）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第17号新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

◎決議案第1号の上程、説明、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第7、決議案第1号「民族共生の未来を切り開く」決議（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

板垣議員。

○11番（板垣正人君） 読み上げて提案させていただきます。

決議案第1号、令和2年3月5日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、板垣正人。賛成議員、篠原功、同、越前谷邦夫、同、立野広志、同、下道英明。

「民族共生の未来を切り開く」決議（案）について。

会議規則第9条の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

「民族共生の未来を切り開く」決議（案）。

アイヌ文化の復興・発展の拠点としてウポポイ（民族共生象徴空間）が北海道白老町ポロ

ト湖畔に、4月24日誕生する。

先住民族アイヌを主題とした日本初の「国立アイヌ民族博物館」と「国立民族共生公園」などからなるこの施設は、国では年間来場者100万人の目標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取り組みや食・観光などの地域の多様な魅力とつなげることにより、国内外へ総合的な情報発信の強化となり、国民理解の促進が大きく期待される。

また、北海道を訪れる観光客のさらなる増加は、新たな産業の創出・既存産業の活性化など相乗効果も期待されるところである。

よって、洞爺湖町議会は、ウポポイ開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、北海道が魅力ある大地であり続けるため、洞爺湖町民の協力を得て「民族共生の未来を切り開く」決議をここに表明する。

以上、決議する。

令和2年3月5日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

なお、決議（案）に対する質疑を省略したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

質疑を省略いたします。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、決議案第1号「民族共生の未来を切り開く」決議（案）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号「民族共生の未来を切り開く」決議（案）については、原案のとおり可決されました。

以上で、提出された議案は終わりましたが、閉会に当たり真屋町長からの発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 洞爺湖町議会令和2年3月会議の終わりに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る５日以来ご提案いたしました条例改正や令和２年度一般会計予算など多くの議案を慎重にご審議を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

また、一般質問を初め予算審議特別委員会などでいただきました貴重なご意見・ご提案などにも十分踏まえながら、引き続き適正かつ迅速に行政運営に努めてまいります。

さて本年は、入江・高砂貝塚を含む「北海道・北東北縄文遺跡群」の世界遺産登録に向け、審査機関でありますイコモスの現地審査が予定されており、洞爺湖有珠山ジオパークとともに世界水準の観光地の形成に向け、地域の皆様や関係機関との連携強化を図り、世界の洞爺湖を目指した活動に取り組んでまいりたいと考えております。

また、防災については、有珠山噴火から20年が経過し、防災態勢の強化を図るため有珠山周辺地域強靱化計画及び洞爺湖町防災備蓄計画に基づき、地域防災力の一層の強化と避難所の態勢充実に努めてまいりますとともに、全国・全道に感染拡大をしている新型コロナウイルスについては、北海道、保健所等の関係機関と連携を図り、対応に努めてまいります。

さらに本年は、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、聖火リレールートに当町が選ばれ、洞爺湖町の魅力を国内外に発信することにより、地域の魅力をアピールし、定住施策と交流人口の拡大や３地域の特性に合った振興策の充実につなげ、この町に住んでよかった、住み続けたいと思えるまちづくりを目指してまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

終わりになりますが、洞爺湖町のますますの発展のため、議員各位のご理解とご努力を賜りますようお願い申し上げ、令和２年３月会議の終わりに当たりまして、ご挨拶といたします。

どうも、ありがとうございます。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

あすから６月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前１０時５１分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

